

「資本関係又は人的関係に関する調書」記入に当たっての留意事項

1 「資本関係又は人的関係に関する調書」の提出について

資本関係又は人的関係がある複数の者については、同一入札への参加を制限することとしております。

資本関係又は人的関係がある者の有無を把握するため、建設工事入札参加資格審査申請において「資本関係又は人的関係に関する調書」の提出を求めるとします。資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、調書を提出してください。

2 資本関係・人的関係の基準

資本関係・人的関係の基準は、以下の(1)から(3)のとおりです。

(1)資本関係

以下のいずれかに該当する場合。

資本関係は次のア又はイのいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等。以下同じ。）である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

会社法 第2条(抜粋)

三 子会社 会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

会社法施行規則 第2条第3項(抜粋)

二 会社等 会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。

(2)人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

人的関係は次のアからエのいずれかに該当する場合。ただし、アからウは会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の役員と夫婦関係にある場合

ウ 一方の会社の役員が他方の会社の役員と親子または兄弟姉妹の関係にある場合で、その者の住所地が同一の場合

エ 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事

再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

役員とは次の者とする。

- 1 会社等の代表権を有する取締役
 - 2 取締役（社外取締役、委員会等設置会社の取締役を除く。）
 - 3 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
 - 4 名称が異なっても1から3のいずれかの職務権限等に該当する者
- ただし、監査役、執行役員は役員としない。

(3)その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記（1）又（2）以外で入札の適正さが阻害されうると認められる場合

ア 中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「組合」という。）と当該組合の組合員に該当する場合

イ 上記ア及びイ以外で上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

中小企業等協同組合法 第3条(抜粋)

- 一 事業協同組合
- 一の二 事業協同小組合
- 二 信用協同組合
- 三 協同組合連合会
- 四 企業組合

3 調書の記入方法

- ・ 調書の提出日時点での資本関係・人的関係の状況について記入してください。
- ・ 上記2「資本関係・人的関係の基準」のいずれかに該当する者がある場合は、必要事項を記入してください。いずれの基準にも該当しない場合は、「該当なし」と記入してください。

・ 令和7・8年度佐野市建設工事入札参加資格審査を申請する者又は令和6年度佐野市建設工事入札参加資格を有する者について記入してください(申請者と資本関係又は人的関係がある者であっても、その者が佐野市の入札参加資格審査を申請しない、又は入札参加資格を有しない場合は、記入は不要です)。

(1)「1 資本関係のある他の入札参加資格者」欄について

・ 申請者が「親会社」、「子会社」又は「親会社を同じくする他の者」を有する場合に記入してください。

(2)「2 人的関係がある者の入札参加資格者」欄について

・ 申請者の役員が、他の会社の役員を兼ねている場合に記入してください。

4 記入上の注意

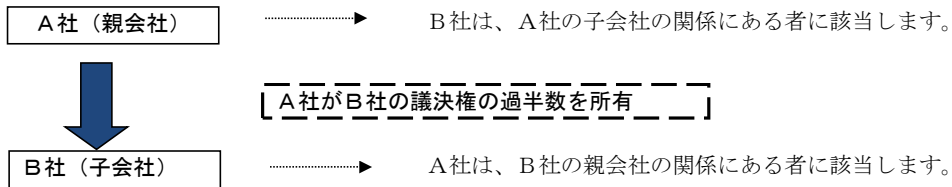
- 資本関係又は人的関係がある者の有無にかかわらず、調書を必ず提出してください。
- 資本関係・人的関係の具体例は別表のとおりです。
- 調書に虚偽の記載や、記載すべき事項を記載していなかった場合には、入札参加資格停止等の措置を行うことがありますので、記載誤りや記載漏れがないよう確認の上、提出してください。
- 調書の提出後に資本関係又は人的関係に変更があった場合は、変更後の内容について調書を作成の上、速やかに提出してください。

別表

具体的な事例

I 「親会社」又は「子会社」の関係にあるとは、次のような場合です。

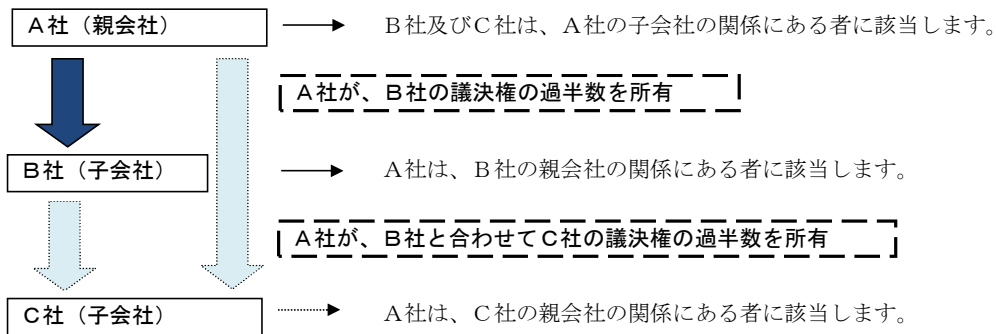
- (1) 一方の会社A^{※1}、^{※2}が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係
(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



※1 Aが個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

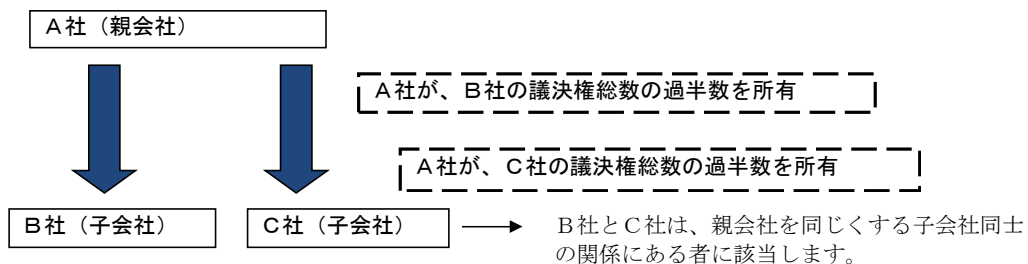
※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となる場合を含みます。）を所有している場合を含みます。

- (2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係（A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

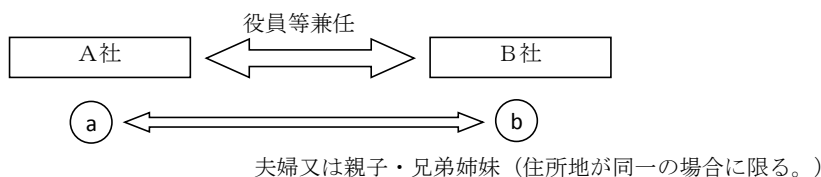


II 「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合です。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社^{※3}である場合におけるB社とC社の関係（B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)

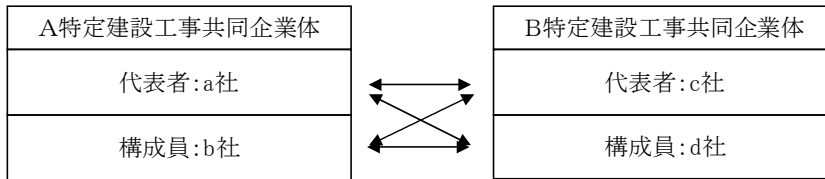


III 「人的関係」のある者とは、次のような場合です。



IV 入札参加者が共同企業体である場合の適用

- (1) 矢印で結ばれた2社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。



- (2) 矢印で結ばれた2社の間に資本関係又は人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

